

■北海道子どもの読書活動推進計画■

次代を担う子どもの心をはぐくむ

北
の
読
書

プ
ラ
ン

北海道教育委員会

目次

第1章 「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間及び推進状況の把握	2
5 めざす姿と取組方向	3
第2章 子どもの読書活動の推進のための方策	
第1節	3
〈基本目標1〉 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	3
【基本方向1】 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	6
〔目標指標〕	7
【基本方向2】 学校等における子どもの読書活動の推進	9
〔目標指標〕	
第2節	10
〈基本目標2〉 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	10
【基本方向3】 公立図書館の整備・充実	12
〔目標指標〕	13
【基本方向4】 学校図書館の整備・充実	14
〔目標指標〕	15
【基本方向5】 子どもの読書活動の推進に係る体制の整備	17
〔目標指標〕	
第3節	18
〈基本目標3〉 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	18
【基本方向6】 啓発広報事業の推進	19
〔目標指標〕	
資料	20
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	23
2 図書館法	26
3 学校図書館法	27
4 子どもの読書活動に関するホームページ一覧	

第1章 「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律^{※1}」が施行されたのを受け、北海道教育委員会は、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」(以下、「推進計画」といいます。)を策定し、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう環境づくりを進めてきました。

このたび、これからの北海道がめざす教育の理念や方向性を示した「北海道教育ビジョン^{※2}」の基本方向の視点の一つや「北海道教育推進計画^{※3}」の施策項目の一つとして「読書活動の推進」を位置付け、これまでの5年間の取組の成果と課題を踏まえて、新たな「推進計画」を策定しました。

新たな「推進計画」の策定に当たっては、計画の根幹である基本理念は継続することとし、新たに目標指標を設定するなど、本道の子どもの読書活動の充実に向けて見直しを図りました。

また、読書活動が、次の世代を担う子どもたちの豊かな心をはぐくむという意味を込めて、計画の名称を「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」としました。

2 基本理念

基本理念	北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ります。
------	---

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、学校における教育活動の充実のもと、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむための環境づくりが求められています。

とりわけ、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものでありますが、テレビやインターネット等、様々な情報メディアの普及や子どもたちの生活環境の変化、さらに幼児期からの読書習慣の未形成等を背景とした今日の子どもの読書離れは、ここ数年やや回復傾向にあるものの、依然として憂慮すべき状態であり、社会全体で子どもの読書活動の一層の推進を図る必要があります。

本計画は、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ることを基本理念として、これまでの計画を引き継ぎ、施策の総合的・計画的な推進のため策定するものです。

3 計画の性格

この計画は、「北海道教育推進計画」の個別計画として、子どもの読書活動の推進のため、学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等の緊密な連携と相互の協力によって、社会全体で本道の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すものです。

道内の各市町村においては、この新しい「推進計画」に基づき、独自の子ども読書活動推進に関する施策について計画を策定し、子ども読書活動の充実に向けた取組が推進されることを

※1 子どもの読書活動の推進に関する法律

すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境の整備の推進を求める法律。(条文は資料編に掲載。)

※2 北海道教育ビジョン

平成20年度からおおむね10年間の本道教育の基本理念や方向性について、教育行政を所管する道教委が、その主体性と責任において道民に示したもの。

※3 北海道教育推進計画

北海道行政基本条例に基づき、長期的な展望に立つて、道の政策の基本的な方向を総合的に示す教育分野の計画。平成20年度からおおむね10年間の教育ビジョン編と、平成20年度から24年度の5か年における施策や重点事業の項目編で構成される。

期待します。

4 計画の期間及び推進状況の把握

この計画は、平成20年度から概ね5年間を計画期間としています。

その推進状況については、「北海道子ども読書活動推進会議」^{※1}に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

5 めざす姿と取組方向

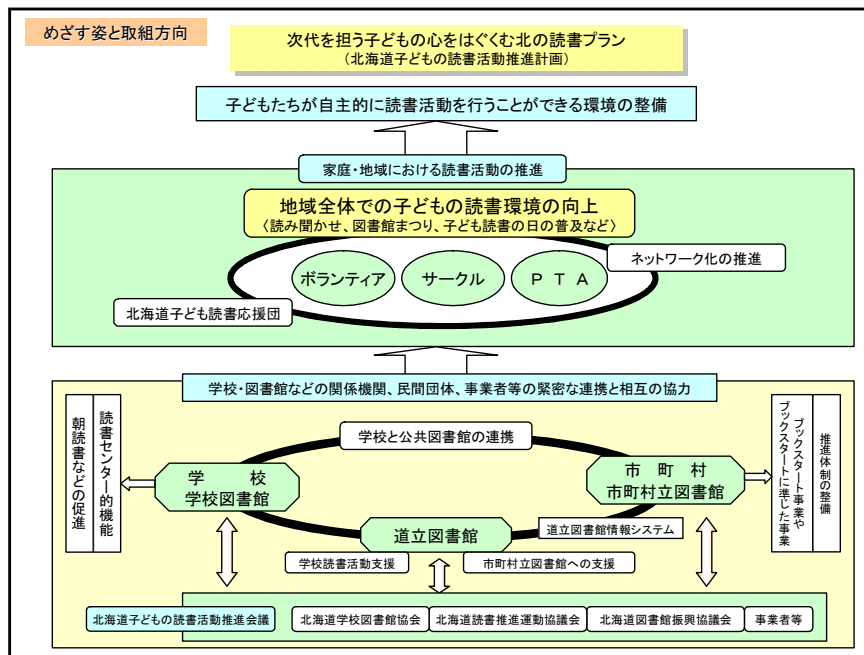
本計画では、「すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができる環境を整備していく」という基本理念に基づき、社会全体で子どもの読書活動を推進していくこととしており、そのためには、学校や図書館などの関係機関、さらには、民間の団体や事業者等との緊密な連携がより一層重要になってくるものと考えます。

このため、子どもの読書活動の推進に当たっては、第2章に示す「子どもの読書活動の推進のための方策」に基づき進めることとしますが、特に、以下の事項を重要な取組方向として位置付け、道をはじめ市町村や関係団体等の協働のもとに基本理念の実現に努めることとします。

学校と公立図書館の連携や学校への読書活動ボランティアの参加をこれまで以上に進め、学校図書館の読書センターとしての機能充実を図ります。

また、「北海道立図書館情報システム」^{※2}の有効活用など、道立図書館を中核施設としながら、北海道図書館振興協議会や北海道学校図書館協会等との連携のもとに、図書館間等ネットワーク^{※3}の拡充を図っていきます。

さらに、道内各地で芽生えてきているボランティアやサークル活動について、その育成や支援体制づくり、ネットワーク化を図るとともに、公立図書館をはじめ民間事業者やPTA等との連携も進め、地域が一体となって持てる力を発揮し、子どもの読書環境の向上への取組が進められるよう努めます。



※1 北海道子ども読書活動推進会議

北海道子どもの読書活動推進計画を踏まえ、北海道における子どもの読書活動の推進状況に関する情報交換及び推進方策に関する協議等を行い、北海道における子どもの読書活動の推進を図ることを目的に平成15年に設置。社会教育関係者、学校教育関係者、民間団体の関係者から構成される。

※2 北海道立図書館情報システム

道立図書館と道内市町村立図書館等とをインターネットのネットワークにより結び、蔵書検索や相互貸借の申込み、予約、レファレンス(調査)、道内図書館の情報提供などの図書館サービスを提供するシステム。

※3 図書館間等ネットワーク

資源を共有して対応できるよう、図書館等が相互に網状に手を結び合うこと。内容は、資料の収集・提供・保存、レファレンスサービスなど多岐に及ぶ。北海道の場合、その活動組織体として北海道図書館振興協議会や北海道図書館連絡会議(公共図書館、大学・私立短大図書館、専門図書館、学校図書館)がある。

第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

第1節 基本目標1

【基本目標 1】 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校がそれぞれの機能を発揮し、子どもが積極的に読書しようとする意欲や態度を養い、読書習慣を形成することができるよう、学校や図書館などの関係機関、民間団体、事業者等と緊密に連携し、相互に協力しながら、子どもの発達段階に応じた読書活動を積極的に推進します。

【基本方向 1】 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

(1) 道内では、家庭教育や子育てに関する学習・相談の場として運営されている家庭教育学級や子育てサークルが、読み聞かせや子どもの読書活動の重要性について保護者へ啓発する機会となっています。

北海道教育委員会では、家庭における子どもの読書活動の普及のため、市町村におけるブックスタート事業^{※1}の支援として、平成15年12月に「ほっかいどうブックスタートサポートブック」^{※2}を発行し、全市町村に配布しました。また、「ブックスタート推進事業(平成15年度～平成17年度)」^{※3}、「ブックスタートボランティア活動支援事業(平成18・19年度)」^{※4}を通じて、市町村のブックスタート事業の実施を支援してきました。

平成13年度のブックスタート事業実施市町村は、4市町村でしたが、平成18年度には、90市町村がブックスタート事業を実施しています。

また、乳幼児健診時等に絵本の読み聞かせや貸し出しを行ったり、絵本の紹介パンフレットを手渡す事業など、ブックスタートに準じた事業に取り組む市町村も出てくるなど、地域の実情に応じた取組が行われるようになってきています。

ブックスタートは、家庭において子どもたちが乳幼児期から読書を楽しむ習慣を身に付ける上で、効果的な事業ですが、市町村の財政事情等もあり、ブックスタート事業を実施する市町村の伸びが鈍くなっているという課題があるため、今後とも、地域の実情に即した普及の働きかけが重要です。

※1 ブックスタート事業

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に、受診したすべての親子に対して、図書館司書や保健師などがそれぞれの立場から赤ちゃんや絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で手渡す事業。全ての家庭において、本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの時間をもつことができるよう支援するもの。1992年(平成4年)にイギリスのバーミンガムで始められた。

※2 ほっかいどうブックスタートサポートブック

平成15年12月に道教委が作成した市町村のブックスタート実施体制の整備を支援していくための「運営マニュアル」。http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssg/move/bookstart/supportbook.htm

※3 ブックスタート推進事業

ブックスタート事業導入市町村に対する絵本購入に係る経費の道費補助事業(平成15年度から17年度まで)。

※4 ブックスタートボランティア活動支援事業

ブックスタートボランティアの活動促進と指導者養成ため、ブックスタートボランティアの交流事業(講演、ディスカッション及びワークショップなど)を全道4箇所で開催(平成18年度から19年度まで)。

ブックスタート事業実施市町村の推移

年度	北海道(%)	全国(%)
平成13年度	4 (1.8%)	32 (1.1%)
平成18年度	90 (50.0%)	598 (32.7%)

※北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課調べ

(2) 平成13年度の「子どもの読書活動推進法」の制定や、平成14年度からの完全学校週5日制の導入により、多くの市町村が子どもの読書活動の充実を図っています。

道内のほとんどの公立図書館^{※1}で、休日に子どもの参加可能な事業を実施するなど、地域においては、図書館が子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担っています。

道立図書館では、平成17年度まで、移動図書館事業によって市町村の子どもの読書活動を支援してきました。近年、市町村における子どもの読書活動の推進体制も少しずつ整備されてきましたが、図書館未設置市町村に対しての支援も必要なことから、平成18年度からは、託送等による児童書の大量一括貸出し(図書貸出しサービス)^{※2}を中心に、市町村が取り組む「図書館まつり」などの事業開催を支援する「一日図書館フェスティバル」(図書館・図書室PR事業)などを行っています。

北海道立図書館一括貸出しの推移(図書貸出しサービス)

年度	市町村数	貸出冊数	事業実施市町村数	備 考
平成13年度	6	8,464	3	移動図書館事業による貸出を除く
平成18年度	43	30,479	13	

※事業は、一日図書館フェスティバル、学校読書活動支援

(3) 民間団体の活動に対する支援では、道立図書館において大型絵本等を整備して、市町村立図書館等^{※3}を通じて貸出しを行い、読み聞かせボランティアへの活動を支援するとともに、道内各地域で図書館職員、ボランティア等を対象とした研究協議会を開催し、市町村における子どもの読書活動の取組などについての研究、情報提供を行っています。

今後、道立図書館においては、児童書の計画的な整備をより一層進めるとともに、市町村立図書館等の子どもの読書活動の取組をより支援していくことが望まれます。

【今後の方向】

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っています。

特に、乳幼児期(0~5歳)には、読み聞かせなどを通して親子の温かい人間関係をはぐくむとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが大切です。

このため、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、地域において、図書館や児童館などの関係機関、民間団体、事業者等が連携し、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、ブックスタート事業の普及の促進などに引き続き取り組んでいくとともに、ブックスタートの趣旨を生かした親子がふれあう読書活動の新たな取組の促進や就学時健診など多くの親が集まる機会を活用した普及啓発活動に努めてまいります。

また、一方では、市町村における読書活動の取組を促進するため、ブックスタート事業の取組を段階的に進めることとし、ブックスタートに準じた事業の普及促進にも取り組んでいきます。

※1 公立図書館

公立図書館は、都道府県立図書館と市区町村立図書館を指すが、公共図書館という場合は、公立図書館に私立図書館(日本赤十字社または民法第34条に規定された法人の設置する図書館)を加えているのが一般的。

※2 児童書の大量一括貸出し(図書貸出しサービス)

「朝の読書活動」用の図書の貸出しなど、学校図書室に対する支援を実施している市町村立図書館・図書室等に、児童書を100冊単位で貸し出す市町村支援事業の一つ。

※3 図書館等

市町村立図書館と市町村立の公民館図書室を含めた言い方。

【具体的な取組】

- 家庭における子どもの読書活動の促進
 - ・ 市町村が実施する読書活動に関する講座等への支援
 - ・ 子どもの発達段階に応じた優良な図書資料の広報
 - ・ ブックスタート事業の普及の促進
 - ・ ブックスタートの趣旨を生かした親子がふれあう読書活動の新たな取組の普及の促進
 - ・ ブックスタートに準じた事業の普及の促進
 - ・ ブックスタート事業指導者の養成
 - ・ 就学時健診など多くの親が集まる機会を活用した普及啓発活動の促進
- 道立図書館における子ども読書活動の推進
 - ・ 児童書の大量一括貸出しや「一日図書館フェスティバル」などによる市町村への支援
 - ・ 子どもの読書に関するレファレンスサービス^{※1}の充実
 - ・ 子どもの読書に関する調査研究の実施
 - ・ 子どもの読書に関する情報の収集・発信
 - ・ 子どもの読書に関する図書館間の連絡・調整の充実
 - ・ 民間団体活動に関する情報の収集・提供や相談の実施
 - ・ 大型絵本の貸し出し等による民間団体への支援
 - ・ 各地域での研究協議会等の開催による市町村の取組等についての研究、情報提供
 - ・ 子ども向けホームページの開設とその活用
- 道立文学館における子どもの読書活動の推進
 - ・ 児童文学書の情報の収集と展示
 - ・ 読み聞かせなどの読書活動の推進
- 市町村における子どもの読書活動の促進
 - ・ 読み聞かせなどの講座の実施
 - ・ ボランティアの養成と参加の促進
 - ・ 子どもの読書に関するレファレンスサービスの充実
 - ・ 民間団体活動に関する情報の提供
- 児童館等における子どもの読書活動の促進
 - ・ 読み聞かせなど本に親しむ活動の充実
 - ・ 図書室等を活用した読書活動の推進
- 障がいのある子どもの読書活動の促進
 - ・ 北海道立特別支援教育センターや保健センター等との連携・協力による読書活動の推進
- 民間団体や事業者等の活動に対する支援
 - ・ 民間団体の活動に対する「子どもゆめ基金^{※2}」の活用の促進
 - ・ 民間団体や事業者等への情報提供

※1 レファレンスサービス

図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の照会・検索や資料提供を行う業務。

※2 子どもゆめ基金

子どもの健全な育成の一層の推進を図ることを目的に設立された基金で、民法法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間の団体が実施する、子どもの体験活動の振興を図る活動や子どもの読書活動の振興を図る活動、子ども向けソフト教材を開発・普及する活動に対して助成を行っている。

【目標指標】

指 標	指標の概要	基準年度の 状況(H19)	目標年度の 状況(H24)
ブックスタート事業 の実施状況	ブックスタート事業を実施している市町 村数	90 (市町村)	115 (市町村)
ブックスタートに準じ た事業の実施状況	ブックスタートに準じた事業を実施してい る市町村数	11 (市町村)	65 (市町村)
	合 計	101 (市町村)	180 (市町村)



当別町ブックスタート推進事業



恵庭市ブックスタート事業

【基本方向 2】 学校等における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

(1) 子どもの読書活動に関する道民意識調査によると、子どもの読書活動を推進するために大切な事項は、「学校における朝の読書活動」及び「読み聞かせによる読書活動」とした回答者の割合がそれぞれ47.5%と最も高く、次いで「学校図書室の整備」とした回答者の割合が24.1%、「市町村図書館の整備」とした回答者の割合が19.7%となっています。
 子どもの最も身近な学校における読書活動や読書環境の整備が、強く求められています。

学校における朝の読書活動	読み聞かせによる読書活動	学校図書室の整備	市町村図書館の整備	その他
47.5%	47.5%	24.1%	19.7%	8.6%

「道民意識

調査」実施状況(複数回答)

(平成18年10月実施)

- ※ 調査対象及び標本数満20歳以上男・女2,500人、回収率52.2%
- ※ この調査で表記された学校図書室は、学校図書館法上の学校図書館です。

(2) 道内の各学校においては、朝の読書などの全校一斉の読書活動に積極的に取り組んだり、各教科等における学習活動において公共図書館や学校図書館を活用したりすることを通して、読書意欲の向上に努めてきました。
 しかし、全国の全校一斉の読書活動と比較すると、まだ、十分な実施状況といえません。
 今後、一層、一人一人に応じた多様な読書活動を推進することができるよう、校内の指導体制を整え、ボランティア等と連携を図った活動を工夫することなどを通して、読書習慣の形成に努めることが課題となっています。

(3)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成13年度	40.6 (77.8)	32.4 (60.5)	9.6 (24.6)	12.5 (-)
平成18年度	69.0 (93.7)	50.2 (81.2)	18.5 (37.8)	35.7 (-)

道立図書館では、貸出し・読み聞かせ等を実施し、図書館と学校の連携を図る市町村を支援する「学校読書活動支援」*1による支援を行うとともに、総合的な学習の時間における調べ学習などに協力し、児童生徒を積極的に受け入れ、図書館の利用指導を実施してきています。

※1 学校読書活動支援

子どもの読書活動に重要な役割を持つ学校の読書環境の改善に、市町村の図書館・図書室、教育委員会とともに取り組む市町村支援事業の一つ。数百冊～2000冊の資料の貸出しやボランティア等も加わっての読み聞かせなどの読書イベントを開催する。

〔全校一斉の読書〕

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成13年度	11.6 (9.1)	4.0 (5.7)	2.5 (5.2)	0.0 (-)
平成18年度	13.6 (10.3)	2.3 (5.5)	2.5 (6.8)	3.6 (-)

活動の実施状況(公立学校)】

(単位:%)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成13年度	12.4 (31.5)	1.1 (11.5)	0.0 (2.5)	0.0 (-)
平成18年度	46.2 (69.6)	6.6 (16.3)	1.1 (2.3)	22.3 (-)

〔学校図書館の地域住民への開放状況(公立学校)〕

(単位:%)

〔ボランティアの活用状況(公立学校)〕

(単位:%)

※ ()内は全国の数値

※ 特別支援学校の数値は、学部ベース。全国の数値は、各学校種、学部ごとの数値のため掲載していません。
(文部科学省初等中等教育局調べ)

【今後の方向】

学校等においては、日常の学習活動等を通して、一人一人の子どもに望ましい読書習慣の形成を図ることが大切です。

特に、幼児期や小学生期における良質な本との出会いは、読書に対する興味・関心を広げ、中学生・高校生期における読書は、自我の確立に大きな影響を与えるものであり、それぞれの発達段階に応じた読書活動を展開する必要があります。

このため、学校等においては、各学校種ごとに適切な図書資料を提供するとともに、「朝の読書」など計画的・継続的な読書活動の促進に努めます。

また、ボランティアの参加や地域への開放など、家庭や地域との連携による読書活動の推進に努めます。

【具体的な取組】

- 読書習慣の確立と読書指導の充実
 - ・ 学校図書館の効果的な活用に関する取組事例の情報提供等による学校関係者の意識の高揚
 - ・ 「朝の読書」などの一斉読書活動の推進
 - ・ 児童・生徒会活動を中心としたり、公立図書館、北海道学校図書館協会^{※1}など民間団体及び事業者等との連携による、ブックリスト^{※2}や必読書、推奨図書等の選定とその効果的な活用
 - ・ 学校図書館、公立図書館を活用した指導の充実
 - ・ 調べ学習を取り入れた教科指導や図書館の利用指導などの取組の充実
- 家庭・地域との連携による読書活動の促進
 - ・ PTAやボランティアとの連携による読書活動の推進
 - ・ 休業日等における学校図書館の地域への開放と、ボランティアの参加の促進
 - ・ 保護者等を対象とした子どもの読書活動についての学習機会の提供
- 障がいのある子どもの読書活動の促進
 - ・ 障がいに応じた読書活動の充実
 - ・ 視聴覚機器やパソコンを活用した指導の充実
 - ・ ボランティアを活用した読み聞かせ等の推進
- 幼稚園や保育所における読書活動の促進
 - ・ 読み聞かせなど本に親しむ活動の充実
 - ・ 多様な本と出会う機会の確保

【目標指標】

指 標	指標の概要	基準年度の 状況(H19)	目標年度の 状況(H24)
学校における一斉読書の取組状況	全国学力・学習状況調査において、「朝の読書」等の一斉読書の時間を設けていると回答した小学校の割合	66.4 (%)	90.0 (%)
	全国学力・学習状況調査において、「朝の読書」等の一斉読書の時間を設けていると回答した中学校の割合	53.2 (%)	90.0 (%)

※1 北海道学校図書館協会

学校図書館の充実、発展を図り、教育の振興に努めることを目的に昭和24年10月に設立された道内の学校図書館を会員とする組織。

※2 ブックリスト

子どもたちに読ませたい本を紹介するなど、ある目的を持って作られた「本のリスト」。

指 標	指標の概要	基準年度の 状況(H19)	目標年度の 状況(H24)
読書が好きな児童・ 生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合	小 69.7 中 66.5 (%)	すべての児童・生徒がどちらかを回答することをめざす

第2節 基本目標2

【基本目標 2】 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

公立図書館及び学校図書館の図書資料や施設・設備を充実し、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備するとともに、行政や民間等による推進体制の整備を促進します。

【基本方向 3】 公立図書館の整備・充実

【現状と課題】

(1) 本道においては、公民館図書室も含めた図書館の機能は全ての市町村に整備されているものの、図書館の設置は、平成19年4月現在、98市町村（設置率54.4%）であり、未だ82市町村が未設置です。

道立図書館は、図書館未設置市町村に対し、図書資料の一括貸出し、「一日図書館フェスティバル」の開催等の読書推進事業を実施してきました。しかし、図書館設置市町村と未設置市町村とでは、子どもの読書活動の環境に差が生じることから、今後とも図書館設置促進の働きかけが必要です。

同時に、本道の広域性や多数の小規模市町村の存在という特性も踏まえると、子どもたちが、どこに住んでいても、等しく読書活動を行うことができるよう、市町村立図書館等における子どもの読書活動を支援していくための中心機関として、道立図書館による支援体制の整備強化が課題となっています。

公立図書館(室)における児童室・児童図書冊数

年 度	①児童室・コーナー設置		②児童図書冊数(全市町村)	
	市町村数	割合	蔵書数	全蔵書に占める割合
平成13年度	101 (1,548)	47.6 % (47.7)	4,287千冊 (74,966)	26.7 % (24.6)
平成17年度	80 (1,100)	44.4 (59.7)	4,766 (85,485)	26.4 (24.6)

公立図書館(室)における児童貸出冊数

年 度	③児童貸出登録者数		④児童貸出冊数	
	児童数	割合	貸出数	一人当たり
平成13年度	283千人 (5,891)	46.7 % (40.8)	5,554千冊 (146,426)	9.2 冊 (10.1)
平成17年度	288 (5,250)	50.8 (37.5)	5,999 (159,663)	10.6 (11.4)

※ 『日本の図書館』（日本図書館協会）、『北海道の図書館』（北海道図書館振興協議会）より

※ ()内は全国の数値で、公民館図書室は含みません。

※ ②～④は、都道府県立図書館を含みます。

※ ここでの児童は、小学生以下の子どもをいいます。

(2) 平成9年度から導入された「北海道立図書館情報システム」は、平成17年度から、インターネットによる蔵書検索や道内図書館の情報の提供を始め、さらに「北海道図書館横断検索システム」^{※1}（平成19年4月1日現在53館）もあわせて稼動し、資料を所蔵している図書館を一括検索できる等ネットワークの推進が図られました。今後、より参加館の拡大を図ることが課題となっています。

【今後の方向】

公立図書館は、子どもが学校外で本と出会い読書を楽しむことができる場であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

道内では、道立図書館や市町村立図書館において、本道の豊かな自然や歴史・文化に関する資料の収集・保存や講座、おはなし会の開催などそれぞれの特色を生かした取組が行われていますが、図書館未設置市町村もあることから、子どもの読書活動の環境づくりに向けて、公立図書館等の一層の整備・充実を図ることが大切です。

このため、道立図書館の機能を充実させるとともに、道立図書館による公立図書館等の支援の充実に努めます。

【具体的な取組】

- 図書館未設置市町村への設置の促進
 - ・ 図書館の設置及び運営に関する助言
- 公立図書館の図書資料・設備等の整備・充実の促進
 - ・ 子どもの読書活動に関する図書資料や読書情報の整備・充実
 - ・ 児童コーナーなどの子どもが読書を行うスペースの充実
 - ・ 道内のふるさと絵本^{※2}、民話など、北海道に関する児童書の収集・保存
 - ・ アイヌ文化に関する児童書の収集・保存
 - ・ コンピュータを活用した情報化の推進
- 道立図書館の市町村立図書館等への支援
 - ・ 図書貸出しの推進
 - ・ レファレンスサービスの充実
 - ・ 図書館運営の相談の実施
 - ・ 図書館職員の研修の実施
 - ・ 市町村立図書館等と学校の連携の推進
 - ・ 図書館間等ネットワークの拡充
 - ・ 図書館間の相互貸借^{※3}の促進
 - ・ 子どもの読書活動の推進
- 障がいのある子どもの読書環境の整備・充実の促進
 - ・ 公立図書館等における障がいに対応した施設・設備の充実の促進
 - ・ 公立図書館等における障がいに対応した図書資料の整備・充実の促進

※1 北海道図書館横断検索システム

道立図書館と道内市町村立図書館（参加館のみ）の所蔵資料を一括して検索する機能。

※2 ふるさと絵本

郷土を題材にした絵本。幼児期から郷土愛を育てることを目的とし、近年、地方自治体が積極的に取り組んでいる。

※3 図書館間の相互貸借

図書館の相互協力の中心業務で、利用者の求めに応じて図書館同士で資料の貸借をすること。

【目標指標】

指 標	指標の概要	基準年度の 状況(H17)	目標年度の 状況(H24)
幼児・児童1人当 たりの年間児童書貸 出冊数	公立図書館・図書室において、市町村の 幼児・児童1人が1年間に借りた児童書 の冊数	10.6 (冊)	12.6 (冊)



乳幼児健診での読み聞かせ
〈ボランティアグループ「グリとグラ」(三笠市)〉



ほっかいどう絵本フェスティバル(森少年自然の家)
〈平成18年度ブックスタートボランティア活動支援事業〉

【基本方向 4】 学校図書館の整備・充実

【現状と課題】

(1) 道内の学校においては、平成15年度から12学級以上の学校に配置が義務付けられた司書教諭^{※1}を中心とした校内体制が整えられ、一人一人に応じた図書案内や、レファレンスサービス等の工夫に努めてきました。今後は、学校図書館図書標準^{※2}の達成率の向上はもとより、これまで行われてきた、調べ学習での公共図書館の活用や図書館司書の派遣受け入れなどの学校図書館と公共図書館との連携を強化するとともに、学校図書館環境の在り方について、学校間で情報を共有しながら、一層の改善に努めることが課題となっています。

1校当たりの蔵書冊数(公立学校)

(単位:冊)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成13年度	4,270 (6,683)	5,110 (8,364)	11,970 (20,612)	2,937 (-)
平成17年度	4,991 (7,312)	5,933 (9,040)	12,880 (21,771)	3,284 (-)

※「学校図書館の現状に関する調査」と「学校基本調査」を基に算出

児童生徒1人当たりの蔵書冊数(公立学校)

(単位:冊)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成13年度	19.8 (21.4)	21.1 (23.3)	23.2 (29.0)	43.0 (-)
平成17年度	23.3 (23.0)	26.7 (27.3)	28.4 (34.0)	46.0 (-)

公共図書館等との連携状況(公立学校)

(単位:%)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成13年度	34.9 (46.4)	22.6 (29.2)	8.2 (25.4)	3.6 (-)
平成18年度	55.4 (62.6)	37.7 (37.6)	12.7 (34.6)	16.1 (-)

※1 司書教諭

学校教育法の規定により、学校図書館の専門的職務を掌らせるために必置とされている。主な職務は、学校図書館資料の選択・収集提供や子どもの読書活動に対する指導等であり、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っている。

※2 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として学級数などに応じて設定した蔵書冊数の標準のこと。例えば、小学校で学級数が7～12であれば、 $[5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)]$ 冊が標準となる。

蔵書のデータベース化の状況(公立学校)

(単位:%)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成13年度	9.1 (17.4)	13.8 (18.2)	27.8 (42.2)	3.6 (-)
平成18年度	39.5 (37.6)	41.5 (38.5)	55.4 (71.6)	33.9 (-)

※ ()内は全国の数値

※ 特別支援学校の数値は、学部ベース。全国の数値は、各学校種、学部ごとの数値のため掲載していません。(文部科学省初等中等教育局調べ)

【今後の方向】

学校図書館は、子どもたちが日常的に読書を楽しむことができる場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもたちの豊かな心をはぐくみ、自発的・主体的な学習活動を支援するという重要な役割が求められています。

このため、学校図書館が、児童生徒の豊かな心をはぐくむ読書センター^{※1}的な役割や学習情報センターとしての役割を果たすことができるよう、図書資料の整備を行うとともに、公共図書館や民間団体、事業者等との連携・協力の取組によって、蔵書のデータベース化・共有化やブックトーク^{※2}などの児童生徒の読書活動や読書指導の場としての機能の充実を促進します。

また、こうした取組の一層の推進を図るため、学校評価に学校図書館に関する項目を設定するなどして具体的な取組に努めていきます。

【具体的な取組】

- 道立学校図書館の図書資料・設備等の整備・充実の促進
 - ・ 図書資料の計画的な整備
 - ・ コンピュータを活用した情報化の推進
- 道立学校図書館の機能の充実の促進
 - ・ 司書教諭の配置の継続
 - ・ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立
 - ・ 公共図書館や民間団体及び事業者等との連携・協力の促進
- 市町村立学校図書館の図書資料・設備等の整備・充実の促進
 - ・ 図書資料の計画的な整備の促進
 - ・ 余裕教室を活用した図書資料、読書スペース等の整備の促進
 - ・ コンピュータを活用した情報化の促進
- 市町村立学校図書館の機能の充実の促進
 - ・ 司書教諭の配置の継続
 - ・ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立の促進
 - ・ 公共図書館や民間団体及び事業者等との連携・協力の促進

【目標指標】

指 標	指標の概要	基準年度の 状況(H18)	目標年度の 状況(H24)
公共図書館と学校の 連携状況	公共図書館と連携した活動を行っている 小学校の割合	55.4 (%)	80.0 (%)
	公共図書館と連携した活動を行っている 中学校の割合	37.7 (%)	55.0 (%)

※1 読書センター

図書館における児童生徒の読書活動や読書指導の場としての機能

※2 ブックトーク

一定のテーマにもとづいて何冊かの本を紹介すること。その本の面白さを伝えることで、聞き手にその本を読んでみたいという気持ちにさせることが目的。

【基本方向 5】子どもの読書活動の推進に係る体制の整備

【現状と課題】

(1) 北海道では、平成15年12月に「北海道子どもの読書活動推進会議」を設置し、子どもの読書活動に係る社会教育関係者、学校教育関係者及び民間団体の関係者5名の委員により、北海道における子どもの読書活動の推進状況に関する情報交換及び推進方策に関する協議等を行ってきました。道財政が厳しい中で北海道の子どもの読書活動の推進について、民間団体との連携した取組などについて協議されました。

(2) 道立図書館では、北海道図書館振興協議会^{※1}と共催して、全道新任職員研修会、全道中堅職員研修会において、児童サービスの講義、実習を行っています。また、道内各地域での子ども読書をテーマにした研修会に協力しています。

また、北海道読書推進運動協議会^{※2}と連携して、ボランティア団体や民間団体に対し、子ども読書の普及資料の配布、情報の提供、優良読書グループの表彰等に協力しています。

特に近年は、各地域で読み聞かせなどの読書活動のボランティアが盛んとなっており、今後、ボランティア団体や民間団体及び事業者等の取組と連携・協力を強化していくことが課題となっています。

読書活動ボランティア団体の推移

年度	団体数	活動者数	ボランティア団体が活動している市町村数
平成15年度	361	4,080人	134市町村 (63.2%)
平成18年度	556	7,299人	144市町村 (80.0%)

※ 北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課調べ(平成13年度は、未実施)

(3) 道内の学校では、平成15年度からの12学級以上の学校への司書教諭配置の義務化に伴い、該当する全ての学校に司書教諭を配置するとともに、現職司書教諭研究協議会を実施し、実践的な研究協議を行うなど、読書活動の充実に努めてきました。

また、一部市町村においては、「学校図書館支援センター」^{※3}を設置して、公立図書館や学校図書館間の連携協力体制を整備し、学校図書館活動の支援に向けた取組が進んでいます。

(4) 市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況は、平成18年度末現在、26市町村14.4%で、全国の23.6%を下回っています。

推進計画を策定しない理由の一つに、毎年、図書館または図書室(「図書館等」)の年度計画で、子どもの読書活動を推進しているため、あえて推進計画は策定しないとする市町村もあります。しかし、「子どもの読書活動推進計画」は、図書館等に限らず家庭・地域・学校における総

※1 北海道図書館振興協議会

北海道における図書館の振興を目的として、図書館間の連絡調整や図書館事業等を行う。道内市町村立図書館等及び道立図書館で構成する団体。

※2 北海道読書推進運動協議会

全道の読書普及に努めることを目的に昭和35年に発足。優良読書グループ北海道表彰を昭和62年度から主催する。「読書週間」を主催する「社団法人読書推進運動協議会(東京)」の都道府県連絡組織として協力する。

※3 学校図書館支援センター

学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、教育委員会の教育センター等に設置する。指導主事及び学校図書館支援スタッフ等から構成されている。

合 的な推進計画であることから、今後とも、全ての市町村が推進計画を策定するよう、市町村へ の積極的な働きかけが課題となっています。

市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況

年 度	北海道 (%)	全国 (%)
平成15年度	3 (1.4%)	49 (1.5%)
平成18年度	26 (14.4%)	431 (23.6%)

※ 文部科学省調べ(平成15年度調査開始)

【今後の方向】

子どもの読書活動の推進のためには、読書にかかわる機関や民間団体及び事業者等から幅広い意見を聴取し、地域の多様な活動と連携して推進する体制を整備することが重要であり、このため、北海道子どもの読書活動推進会議の開催などにより、道民からの多様な意見の反映に努めます。

また、「北海道立図書館情報システム」の活用など、道立図書館を中核施設としながら、北海道図書館振興協議会や北海道学校図書館協会等との連携のもとに、図書館間等ネットワークの拡充を図るとともに、ボランティア団体や民間団体等との間のネットワーク化など連携・協力関係を進め、子どもの読書活動を北海道の地域全体で推進する体制を整備します。

また、図書館司書・司書教諭の研修の充実に努めます。

【具体的な取組】

- 市町村における子どもの読書活動の推進
 - ・ 子どもの読書活動推進計画策定の促進

- 子どもの読書活動推進会議の開催
 - ・ 図書館、学校、民間団体、行政等からなる「北海道子どもの読書活動推進会議」の開催
 - ・ 市町村における「子どもの読書活動推進会議」の設置の促進

- 道立図書館における取組
 - ・ 図書館職員を対象にした研修会の実施
 - ・ 市町村等における子どもの読書をテーマにした研修会への協力
 - ・ 民間団体と連携したボランティア団体などへの普及・啓発資料の配付、情報提供
 - ・ 北海道図書館振興協議会等との連携による図書館間等ネットワークの拡充

- 北海道立生涯学習推進センターにおける子どもの読書活動の推進
 - ・ 子どもの読書活動と読み聞かせ等の図書館ボランティアに関する情報提供
 - ・ 図書館関係者を含む生涯学習関係職員等の資質向上を図るための研修機会の提供
 - ・ 読書団体、ボランティア、市町村教育委員会からの読書活動にかかわる相談の実施

- 関係機関、読書活動ボランティア、民間団体及び事業者等との連携・協力の促進
 - ・ 読書活動ボランティアの育成や支援体制づくりとネットワーク化の促進

- ・ 国立国際子ども図書館^{※1}や大学図書館等との連携
 - ・ 地域における保健所や保育所、児童館等の関係機関の連携・協力
 - ・ 北海道子ども読書応援団^{※2}の設置
 - ・ 読書活動ボランティアの派遣の実施
- 教職員の研修の充実
 - ・ 読書活動に関する研究協議や情報の交換などによる教職員の指導力の向上
 - ・ 司書教諭の研修の充実
 - 図書館司書の研修の充実等
 - ・ 図書館司書の研修の充実
 - ・ 市町村に対する図書館司書の適正な配置の奨励
 - 道民への子どもの読書活動についての学習機会の提供の促進
 - ・ 市町村、関係機関、民間団体及び事業者等との連携・協力による学習機会の提供の促進

【目標指標】

指 標	指標の概要	基準年度の 状況(H18)	目標年度の 状況(H24)
市町村における計画の策定率	市町村において子どもの読書活動推進計画を策定している割合	14.4 (%)	40.0 (%)



ほっかいどう絵本フェスティバル(白老町中央公民館)
〈平成19年度ブックスタートボランティア活動支援事業〉

※1 国立国際子ども図書館

平成12年に国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の児童書専門図書館。「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く」という理念に基づき、大人から子どもまでのサービスを行っている。

※2 北海道子ども読書応援団

国の委託事業「子ども読書応援団推進事業」に基づいて、学校等に派遣してブックトーク等を行う読書ボランティア。

第3節 基本目標3

【基本目標 3】 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動の意義や重要性について、道民の理解と関心を深めることが大切です。このため、大人も含めて読書活動に対する理解・関心を高められるよう、市町村や関係機関、民間団体や事業者等との連携・協力による普及啓発活動を促進します。

【基本方向 6】 啓発広報事業の推進

【現状と課題】

(1) 「子ども読書の日」(4月23日)及び「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)に、子どもの読書活動についての理解を深めたり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための事業を実施している道内の市町村は、年々増加しており、定着してきていますが、まだ、全体の6割程度の市町村にとどまっており、全道的な啓発広報の推進が課題となっています。

また、優れた取組の奨励として文部科学大臣賞をはじめとした各種表彰が行われるとともに、財団法人北海道青少年育成協会などの関連団体から、優良な図書についての情報提供も行われており、これらの取組との十分な連携が求められます。

(2) 道立図書館や道立文学館では、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に、児童書の展示や、子ども向け講座等の事業を実施しています。

また、道立図書館では、公立図書館等向けの「あけぼのつうしん」^{※1}を発行し、道内の取組について、情報提供しています。

年度	実施市町村数	事業数(おはなし会・展示等)	子ども読書の日(週間)における事業実施の
平成15年度	99	255	
平成18年度	103	271	

推移

※ 北海道立図書館調べ

※1 あけぼのつうしん

年4回発行の市町村立図書館・図書室向け情報誌。道内図書館・図書室の優れた活動を紹介するコーナーや、読書週間に行われた行事の実施速報等、役に立つ情報を届ける。H19年度からホームページ版も公開中。

【今後の方向】

読書活動の意義や優れた取組、図書資料等の情報について、子どもの読書活動推進フォーラムを開催するなど、全道的な啓発広報を行い、子どもの読書活動を積極的に推進します。

【具体的な取組】

- 子どもの読書活動に関する道民の理解の促進
 - ・ 「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)における事業の実施と行事情報の提供
 - ・ 子どもの読書活動推進フォーラムの開催(平成20年度)
 - ・ 子ども読書活動普及事業(一日図書館フェスティバル)の実施
- 優れた取組の奨励
 - ・ 子どもの読書活動を推進する優れた取組への表彰
- 優良な図書資料の普及
 - ・ 優良な図書資料の家庭・地域・学校への普及
- 各種情報の収集・提供
 - ・ 子どもの読書活動に関する特色ある取組等の情報の収集・提供
 - ・ 読書活動に関するホームページの充実

【目標指標】

指 標	指標の概要	基準年度の状況(H18)	目標年度の状況(H24)
「子ども読書の日(週間)」に事業を実施している市町村数	「子ども読書の日(4月23日)」や「こどもの読書週間(4月23日～5月12日)」に子ども読書活動に関する事業を実施している市町村数	103 (市町村)	180 (市町村)



ほっかいどう絵本フェスティバル(道立青年の家)
〈平成18年度ブックスタートボランティア活動支援事業〉

資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 図書館法

昭和25年4月30日 法律第118号
最近改正
平成19年6月27日 法律第96号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

三 3年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で第6条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

第7条 削除

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。
2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条 削除

第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第18条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに、一般公衆に対して示すものとする。

第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条 削除

第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。
一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

3 学校図書館法

昭和28年8月8日 法律第185号
最近改正
平成18年6月21日 法律第80号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第6条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第7条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

4 子どもの読書活動に関するホームページ一覧

提 供 元	内 容	ホームページアドレス
北海道教育庁生涯学習課	北海道子ども読書活動推進ホームページ ・北海道子ども読書活動推進計画・事業 ・北海道子ども読書応援団推進事業 ・関係法令等 など	http://www.dokuyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/move/dokusyo/dokusyoindex.htm
北海道立図書館	・図書館イベント情報★北海道 ・あけぼの通信 ・道内図書館リンク集 ・北読進協(北海道読書活動推進協議会)だより など	http://www.library.pref.hokkaido.jp/
北海道立文学館	・ティーンズ文学館 ・～わくわく～こどもランド など	http://www5.ocn.ne.jp/~hbugaku/main.html
文部科学省	子どもの読書活動推進ホームページ ・子どもの読書活動推進の取組 ・特色ある取組の紹介 など	http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/index.htm
国立国会図書館国際子ども図書館	・学校図書館へのサービス ・子どものへやから など	http://www.kodomo.go.jp/index.jsp
北海道学校図書館協会	・北海道学校図書館協会とは ・北海道学校図書館協会の活動 など	http://www.hokkaido-sla.jp/
(社) 全国学校図書館協議会	・学校図書館ニュース ・学校図書館資料 など	http://www.j-sla.or.jp/
(社) 読書推進運動協議会	・事業紹介 ・子どもの読書推進会議 など	http://www.dokusyo.or.jp/
朝の読書推進協議会	・朝の読書資料編 ・朝の読書の現場から など	http://www1.e-hon.ne.jp/content/sp_0032.html
(社) 日本図書館協会	・学校図書館部会 ・全国図書館大会 など	http://wwwsoc.nii.ac.jp/jla/
NPO法人ブックスタート	・ブックスタートとは ・各地の活動 など	http://www.bookstart.net/
日本書店商業組合連合会	本屋さんへ行こう!	http://www.shoten.co.jp/nisho/
北海道書店商業組合	・本屋のオススメ本 ・中学生はこれを読め など	http://www.h6.dion.ne.jp/~h-syoten/
子ども夢基金	・子どもの読書活動助成募集案内 など	http://yumekikin.niye.go.jp/
(財) 北海道青少年育成協会	・北海道青少年のための200冊 など	http://www.ikuseikyo.jp/

次代を担う子どもの心をはぐくむ
北の読書プラン
(北海道子どもの読書活動推進計画)

平成20年4月

北海道教育委員会



「早寝 早起 朝ごはん」運動
～朝食をとらずに登校する子をゼロに～

北海道教育委員会では、子どもたちがは
つらつとした毎日を送ることができるよ
う、「朝食をとらずに登校する子をゼロに」
を目標に掲げ、学校・家庭・地域と連携
した「早寝 早起 朝ごはん」運動を
展開し、子どもたちの生活リズムの向上
に取り組めます。